



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和元年7月2日(火)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社安藤・間に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部 建設産業第一課長 きたの 北 堃 じゅん 順 (内線6141)

課長補佐 えのもと 榎本 こういち 公一 (内線6143)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、下記のとおり監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

| | 商号 | 許可番号 | 代表者 | 所在地 |
|---|----------|----------------------------|-------|-------|
| ① | 株式会社安藤・間 | 国土交通大臣許可 (特-30) 第20330号 | 福富 正人 | 東京都港区 |

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

令和元年7月17日から令和元年7月23日までの7日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社安藤・間が医療法人 輝栄会より直接請け負った「福岡輝栄会病院移転新築 I 期・II 期工事」において、平成29年10月22日（日）、当該工事現場に設置していた工事用足場が台風21号に伴う強風により倒壊し、近くを通行していた一般男性がその下敷きとなって死亡した。

この事故を受け、本件工事の作業所長である同社社員1名が、平成31年4月3日、福岡簡易裁判所より業務上過失致死罪による略式命令（罰金50万円）を受け、同月20日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第1号に該当すると認められる。